

議員の発言の取消し又は訂正についての参考文献

『議員必携』（全国町村議会議長会編集、学陽書房発行）

120p

7 発言の取消又は訂正

議会における発言を取り消すには、発言者の発意による方法（標規64）と、議長の職権により取り消す方法（法129）とがある。

（一）議員の発意による取消し又は訂正

議会の会議で行う発言については、発言者は、その内容に責任を持たなければならない。このために、発言後にその発言を取り消したり訂正したりすることは、原則として許されないものである。

しかし、その発言が、不必要な発言であったり、思い違いによる発言であったりする場合、それを取り消したり、訂正を認めないで、その発言についてすべて責任をとれとすることは過酷に過ぎる。そこで、このような場合には、発言者が議会に申し出て、議会の許可を得て自分の発言の全部又は一部を取り消したり、また、議長の許可を得て訂正することができることを会議規則で定めている（標規64）。

この場合の取消し、訂正は、その会期中に限られ、訂正は字句に限り、発言の趣旨を変更するようなことはできない。

なお、議員の発言について、他の議員から「発言取消しの動議」が提出され、その動議が可決されても、議長は、これに拘束されるものではなく（昭27・10・8行実）議会として取消しを要求することを決めたに過ぎないものである。

（二）議長の職権による発言取消し

議員の発言の中に他人の私生活にわたるような発言、あるいは議会を侮辱するような発言など、不穏当、不適當と認められる発言があった場合、議長は、発言者に発言の取消しを命ずることができる。この議長の発言取消命令は、法第129条の規定による議長の秩序保持権によって行われるものであって、その命令に従うのが当然であるが、この命令だけで発言取消しの効果が発生することにはならない。一方、取消しを命じられた発言は、配布用の会議録には掲載されない（標規119）。

実際の取扱いとしては、議長が取消命令をするには、まず、議員の自主性を尊重して「取り消してはいかがですか」と促し、なお、この勧告に従わない場合に、取消しを命ずる扱いが適当であるとされている。

また、他の議員からの発言取消しの動議が提出され、可決されたとしても、前述のとおり議長は、これには拘束されないが、議会の意思として尊重して、措置することになる。

なお、この議長の発言取消命令は、議員に対して行われるもので、執行機関に対しては及ばないものである。

なお、発言を取り消すと、その発言は始めから全く無かったものとなる。しかし、発言を行った事実に対しては、責任を負わなければならないので、その内容いかんによっては、懲罰の対象とされる場合もある。